

## 衛星地球観測衛星コンソーシアム 分科会等設置運営要領

2022年9月14日 幹事会承認

衛星地球観測コンソーシアム規約（以下、衛星地球観測コンソーシアムを「コンソーシアム」といい、コンソーシアム規約を「規約」という。）第14条に定める分科会及びワーキング・グループ（以下「WG」という。以下合わせて「分科会等」という。）の設置及び円滑な運営を実施するための、コンソーシアム分科会等設置運営要領（以下「本運営要領」という。）を以下のとおり定める。

### （分科会等の設置）

第1条 幹事会は分科会等の設置を要請することができ、本コンソーシアムの会員又は事務局は分科会等の設置を提案することができる。

2 提案者は以下の項目を含む分科会等設置提案書（以下「設置提案書」）を幹事会に提出し、審議・承認を得ることで分科会等を設置することができる。

- （1）分科会等の目的
- （2）分科会等における活動内容（議論の進め方等）
- （3）分科会等のスケジュール
- （4）分科会等の主査、副主査等（以下「主査等」という。）の候補
- （5）分科会等へ参加を期待する会員
- （6）WG 参加会員の候補又は参加条件
- （7）分科会等の事務局

### （参加者）

第2条 分科会に参加できるのは、本コンソーシアムに属する全ての会員、オブザーバ、アドバイザー（以下「会員等」という。）とする。

2 WGに参加できるのは、当該WGの主査等が、承認された設置提案書に則り、当該WGへの参加を承認した会員等とする。

### （主査等の役割）

第3条 主査等は、設置された分科会等を代表し、設置提案書に記載された目的

の達成のため、必要な議論の進行を行い、分科会等の事務局と共に成果物を取りまとめる。

- 2 主査等は幹事会の求めに応じて、議論の進捗や結果等を幹事会及び総会に報告する。
- 3 主査等は、WGに参加する会員等を決定する。なお、決定にあたり必要な場合は、幹事会に諮ることができる。

#### (開催方法)

第4条 分科会等は、主査等が招集することとし、必要に応じて、書面、電子メール等の回付又はオンライン会議による開催とすることができる。

#### (設置期間)

- 第5条 分科会等の設置期間は、幹事会にて設置が認められた日から、本コンソーシアムが終了するまでとする。
- 2 前項の他、設置提案書に記載された目的を達成した分科会等は、当該分科会等の主査等が幹事会に最終成果を報告し、幹事会の審議・了承したのち廃止される。

#### (その他)

第6条 運営要領に定めのない事項は、規約及び幹事会運営要領に従うものとする。